

## 天草本平家物語小考・その二

— 近藤政美氏の論に対して —

### 一

天草本平家の底本について、清瀬良一氏は、『天草版平家物語の基礎的研究』（深水社・昭和五十七年十二月）において、天草本巻第二の一（妓王）以前の範囲は龍大本の類の本文に一方流諸本その他との校異が記された書き入れ校合本、また、巻第二の二以下の範囲は慶応本（斯道文庫蔵百二十句本）の類の本文に諸本との校合がなされた修訂本であったと推定なさるようである（ただし、慶応本欠巻の巻第八に該当する部分を除く）。

そして、天草本巻第一の底本の形成には百二十句本（平仮名本）は関与していないが、巻第二の一（妓王）の底本の本文の形成にはそれが関与しているとされた。

この巻第二の一以前の範囲における百二十句本の関与という問題をめぐって、筆者は、『天草本平家物語小考——清瀬良一氏の「天草版平家物語の基礎的研究」について——』（鈴木弘道教授退任記念国文学論集）奈良大学国文学研究室・昭和六十年三月）という拙論において、天草本平家の巻第一から巻第二の一（妓王）までの編集には覚一本系の底本のはかに、何らかの形で八坂流甲類本が関与しているの

はないかと述べ、その問題について次のような考え方を可能性の高いと思われる順に列挙した。すなわち、

① 龍大本・高野本・西教寺本のような覚一本（または一方本）が底本であったが、口語訳者が八坂流甲類本（特に鍋島本・国会本・京都本などの平仮名百二十句本の類）に親しんでいたため、口語訳に際してその語句の影響が生じたことによるもの。

という考え方をまず挙げたのであるが、「八坂流甲類本」を「特に平仮名百二十句本の類」としたのは天草本との語句の一致で百二十句本の場合が顕著で、その中でも片仮名本の慶応本と一致する場合よりも平仮名本の国会本・京都本と一致する場合の方が見掛けの上で多かつたからである。次に、

② 龍大本・高野本・西教寺本のような覚一本（または一方本）の本文の下地に、八坂流甲類本（特に鍋島本・国会本・京都本などの平仮名百二十句本を中心とした）の語句の影響の強く加わった本文を有していたことによるもの。

という考え方を挙げた。これは底本の本文自体に平仮名百二十句本の影響のあった場合を想定したものである。しかし、この考え方については「巻第二の二以下の底本変更の動機について、やや考えにくく

\* 遠 藤 潤 一

なる」という難点を付記した。これはどのような意味かという、天草本平家は編集開始から巻第二の一(妓王)までの範囲は覚一本系の一本が底本とされていたのだが、その編集過程で百二十句本が参照され、次第に百二十句本への指向性が高まり、編集上の一段落であった「妓王」章(巻第二の一)の追加的採録の後、ついに巻第二の二からは百二十句本が底本とされることになった——という筆者の仮説から逸れることになるという意味である。次に、

③ 龍大本・高野本・西教寺本のような覚一本(または一方本)が底本であったが、それと共に巻第二の二以下の底本であった八坂流甲類本(慶応本のような片仮名百二十句本の類)を参照したことによるもの。

という考え方を挙げた。これは、天草本平家の編集は覚一本系の本を底本として開始されたが、その底本と共に慶応本の類の片仮名百二十句本が参照され、次第にその参照の度合いが高まり、ついに巻第二の二からはその片仮名百二十句本が底本とされることになった——という考え方である。筆者の仮説としてはこの考え方が最も自然かと思ったのであるが、残念ながら調査では巻第一から巻第二の一(妓王)までにおける百二十句本と一致する語句が、片仮名本の慶応本と一致する場合よりも平仮名本の国会本・京都本と一致する場合の方が多かった。どうしても①・②の考え方を先行させなければならなかったのである。

以上のほかにも④・⑤等の考え方(本稿では省略する)を挙げ、種々の角度からの検討が必要なのではないかと述べたのであった。

ところでその後、拙論と一面において共通性のある論が出た。それは近藤政美氏の左記の論文である(発表順に番号を付して示す)。

(1) 「天草版平家物語巻Iと平家物語百二十句本系諸本との語句の

照応について」(名古屋大学国語国文学58)昭和六十一年七月) この論はやはり清瀬説に対する論であり、天草本巻第一の範囲にも片仮名百二十句本に対応する語句のあることを指摘し、原拠本であった覚一本系の一本に天草本巻第二の二以下の原拠本となった片仮名百二十句本との校異語句が記入されていたことよって、このような対応が生じたと推測なさる。なお、この論では拙論の存在には触れていない。

(2) 「天草版平家物語巻II第1章(妓王)と平家物語百二十句本系諸本との語句の照応について」(松村博司先生喜寿記念国語国文学論集)右文書院・昭和六十一年十一月)

清瀬氏は天草本巻第二の一(妓王)の範囲に平仮名百二十句本に対応する語句のあることを指摘し、原拠本であった覚一本系の一本に平仮名百二十句本との校異語句が記入されていたことよってこのような対応が生じたと推測なさるわけであるが、それに対して近藤氏は右の論で片仮名百二十句本との対応を主張し、氏の論(1)の場合と同様に、原拠本であった覚一本系の一本に天草本巻第二の二以下の原拠本となった片仮名百二十句本との校異語句が記入されていたことよってこのような対応が生じたとされる。なお、この論の(「追記」)で拙論の存在に触れられる。

(3) 「天草版平家物語巻I・巻II第1章(妓王)の原拠本の本文の形成に關与した百二十句本系平家物語について——遠藤論文の批判——」(愛知県立大学『説林』第35号・昭和六十二年二月)

この論は前記拙論の批判を目的としたもので、まず筆者の調査の不十分な点を指摘し、天草本のこの範囲の編集に平仮名百二十句本が関与しているとする筆者の説を肯定できないものであるとされる。筆者の説としては前述のように筆者は①から⑤までの考え方を掲げている

わけであるが、近藤氏はその中の①を筆者の説として論を進めておられる。なお、近藤氏の右の論における見地も氏の論①・②における見地、すなわち原拠本の本文の形成に關与したのは片仮名百二十句本であるとする見地である。

さて、そこで近藤氏の批判を受けて再考察した筆者の見解を本稿において述べてみることにしたい。本稿では、前記拙論に掲げた論拠例の中の百二十句本と対応すると共に覚一本系とも対応する例はなるべく除去し、百二十句本系だけとの対応例に焦点を合わせて再検討してみることにした。前記拙論は、清瀬氏が覚一本系・一方本系との対応を指摘された例の中にもこのように百二十句本等との対応も指摘できるということを示す目的をも有していたことから、掲げられた例には覚一本・一方本と対応すると共に百二十句本とも対応する例が多くなつたのである。しかし、このような双方に対応する例は数が多くても百二十句本の影響を指摘する論拠例としては確かにあまり有効ではない。この点を反省して今回のような方法で再検討することにした。

なお、清瀬氏・近藤氏は百二十句本の影響を天草本平家の原拠本への影響として考えておられるが、筆者は天草本平家の編集過程における直接的影響ということを中心として考えている。

## 二

天草本平家巻第一および巻第二の一（妓王）における百二十句本の語句の影響という問題について、筆者はまず後者の範囲すなわち巻第二の一（妓王）に注目する。理由は、仮に天草本平家の編集の当初から底本のほかに百二十句本が参照されていたとしたら、その参照の度合いが次第に高まり、ついに巻第二の二からは百二十句本が底本とされるに至ったかということが考えられる。そして、その検討のために

は、まず底本の変わる巻第二の二の直前に位置する巻第二の一（妓王）から検討する方が都合が良いと考える。

また、別の理由として次のことが考えられる。すなわち、覚一本系の一本を底本とした範囲の編集が一段落したのは巻第一の編集を終えた時点である。そこで、それまでの編集に反省が加えられ、冒頭部における物語の展開の緊密化を図って省略された「妓王」の挿話が、巻第一の最終話「有王」の話と内容的に好一对となるという見方が生じたためか、改めて注目され、追加採録されたものと考えられる。そうすると、その反省はまた、次の巻第二の二から底本が百二十句本に変わるといふことと何らかの関係を有していたかも知れない。そして、関係を有していたとしたら、その巻第二の二の直前に挿入された「妓王」章に百二十句本の語句の影響が特に強く見られても不思議ではないということになる。このように考えると、特に巻第二の一（妓王）に注目する必要がある。

以上のような理由で筆者は巻第二の一（妓王）の検討を先行させるのである。

ところで、天草本平家の巻第二の一（妓王）以前の範囲における百二十句本の語句の影響を、平仮名百二十句本によるものではなく片仮名百二十句本によるものであるとする近藤氏の説は筆者にとってすこぶる都合の良い説である。なぜならば、巻第二の二以下の底本となつた片仮名百二十句本が巻第二の一（妓王）以前の編集において参照されたと考えることが可能となるからである。つまり、前記拙論における③の考え方が有効となるわけである。

前記拙論の①の考え方は、天草本編者は巻第二の一（妓王）の範囲までは平仮名百二十句本を参照し、次の巻第二の二以下の編集には片仮名百二十句本を底本としたということになる。同じ百二十句本系

ということでも問題は無いとしても、平仮名本をなぜ片仮名本に変更したのが問題として残ることになる。それに対して、巻第二の二以下の底本となった片仮名百二十句本が巻第二の一（妓王）以前の編集においても参照されたと考えられるのであれば、右のような問題は生じない。

そこで、近藤氏の批判を受容して改めてこの問題を検討してみることにした。筆者は前記拙論において天草本平家巻第二の一（妓王）における八坂流甲類本の影響と考えられそうな語句を二三例挙げた。本稿ではまずその中の百二十句本と対応する語句に焦点を合わせ、それら一八例を前記拙論の調査結果に従って左記のように分類し、影響の可能性について再検討することにした。

- A 主として平仮名本系の国会本・京都本と対応する語句 五例  
 B 主として片仮名本系の慶応本・小城本と対応する語句 四例  
 C 平仮名本・片仮名本のどちらにも対応する語句 九例

右の分類で、たとえばA類の例で覚一本系・一方本系との対応がなく、平仮名百二十句本だけに対応の見られる例の場合は天草本平家編集において平仮名百二十句本が何らかの形で関与していると考えられる可能性が高い例ということになる。B類例についても同様の考え方ができる。また、C類はそれ自体中間的存在に過ぎないが、A・B類の検討の結果、関与の可能性の高いのがA類であるとしたら、そのA類を支えることのできる例となる可能性が考えられることになる。しかし、本稿においては原則としてA・B類までの検討をおこなうこととする。

### 三

それではまず巻第二の一（妓王）における平仮名百二十句本と主と

して対応するA類の例から再検討しよう（例の番号は清瀬氏の前記著書における番号。また、イ・ロ・ハ等の例は筆者指摘の例）。

- (15) 娑婆の栄華は夢の夢なれば、楽しみ栄えても何せうぞ？（II巻・105頁）

天草本平家巻第二の一（妓王）の本例傍線部「も」の対応が問題となるのであるが、本例は清瀬氏が一方本系の神宮本だけと一致するが偶然の一致かも知れないと考えて、参考として示された例である。それに対して筆者が屋代本、そして平仮名百二十句本系の国会本・京都本との一致を指摘したのであった。またその後、八坂流丙類（山下宏明氏の分類では第四類）の建仁寺両足院本にも「——榮ミ栄テモ何ナラス」とあり、一致することがわかった。近藤氏は拙論に対する批判である論(3)において、覚一本系の東大国文本1などにも一致すると述べ、また八坂流甲類本の影響と考える余地が全くないわけではないとする一方、

——斯道本・小城本に「も」がないからといって、鍋島本などの平仮名百二十句本に限定して関係を求めるのは十全でない。というのは、山下宏明氏が想定された、現存しない漢字片仮名交りの百二十句本のような場合も考えられるからである。

と述べられる。「斯道本」とは筆者の言う「慶応本」のこと（以下同様）、また「鍋島本」とは「国会本・京都本」に先行する平仮名百二十句本である。

- (23) 京中の上下「妓王こそ清盛の暇をくだされて出たといふに、いざ見参して遊ぼう」と言うて、（II・98）

本例傍線部「清盛の」の「の」は清瀬氏が平仮名百二十句本の鍋島本と一致するとされた例である。筆者はそれに平仮名百二十句本の国会本・京都本との一致を補足した。近藤氏の論(2)は拙論を見ずに独自

の立場で書かれたものであろうが、その論②において氏は平仮名百二十句本の国会本・青谿本・京都本でも鍋島本と同文になっていると述べ、さらに、

——この場合のみについては原拠が鍋島本と同じ語句であったと考えてよいようである。但し、この「入道殿の」は清瀬氏のあげられた鍋島本に限られたものでなく、国会本・青谿本・京都本といった平仮名百二十句本にも認められ、山下氏がそれらより先出の本として想定された漢字交り本などのような、斯道本や小城本に近い範囲の本にまで及ぶ可能性もあると推測されるのである。

と述べられる。つまり、前掲例④の場合と同方向の見解であり、片仮名百二十句本の慶応本・小城本とは対応せず、国会本・京都本のような平仮名百二十句本系だけと対応する例の扱いは、それらの平仮名本に先行する片仮名本（山下宏明氏想定<sup>1</sup>の漢字片仮名交り百二十句本）にも対応していた可能性を重視して考えなければならないというのが近藤氏の見解のようである。しかし、諸本系統論を優先させる考え方でこの問題を短絡的に処理してしまうと、平仮名百二十句本だけと対応する例は現実には有っても、それは無いということになってしまうのである。

④ この世はわづかの仮の宿りなれば、恥ぢても、恥ぢいでもさせることでもない。(II・102)

本例傍線部「わづかの」は清瀬氏が「鍋島本の本文に注目すべき語句の見られる例」とされ、鍋島本の「わづかに」と照応する例とされた。筆者はそれに国会本・京都本（共に「わづかに」）の照応を補足した。近藤氏は論②において、天草本と同じ「わづかの」となっている覚一本系駒大本25の例を挙げ、天草本のこの部分の原拠はこのよう

な本文であったと推測され、清瀬氏の主張を誤りとされる。

③ その上わごぜは三年まで思はれまらしたれば、ありがたいこと<sup>2</sup>でこそあれ。(II・100)

清瀬氏は本例傍線部①「その上」が西教寺本と一致し、傍線部②・③「ことでこそあれ」は芸大本・葉子本に照応する（「事にこそあれ」）とされたが、筆者はこの②・③が国会本・京都本とも照応すると述べた。しかし、このように覚一本系・一方本系との照応があるのだから、平仮名百二十句本の国会本・京都本との照応は強調できない。

(一) いかなる岩木のはざまにも倒れふいて、命のあらうかぎりは念仏を申して、後生を助からうずると言うて、袖を顔に押しあてて、さめざめとかきくどいたれば、(II・106)

清瀬氏は本例を挙げておられない。この傍線部「袖を顔に押しあてて」は下村本・流布本には有る。それと共に国会本・京都本にも有る。しかし、このように一方本系との対応が認められるのであるから、国会本・京都本との対応は強調しにくい。

以上がA類に属する五例の検討であるが、結局、天草本平家巻第二の一（妓王）の編集において国会本・京都本のような平仮名百二十句本が何らかの形で関与していると言つたための強力な例としては例④、そして、やや弱くはなるが例⑤、この二例ぐらいいか無いかということになる。そして、近藤氏はこの二例共、平仮名百二十句本との実際の対応よりも、それに先行する架空の片仮名百二十句本との対応の可能性の方を重視する見解を持たれるのである。

#### 四

それでは次にB類、すなわち前記拙論の調査結果では主として片仮

名百二十句本系の慶応本・小城本と対応する語句例を再検討すること  
にしよう。B類に属する四例は次の通り。

(イ) その上年もまだ若うござるが、たまたま思ひ立って参つたをす  
げなう仰せられて帰させられうことは不便な儀ぢや。(II・95)

まずこの例であるが、清瀬氏はこの例を挙げておられない。この傍  
線部「若う」は慶応本、そして平松本とも一致する。近藤氏も論(2)に  
おいて慶応本との一致を指摘される。寛一本系・一方本系との一致は  
今のところ指摘されてはいない。片仮名百二十句本の関与を主張する  
ためには強力な例となる。

(14) たとひ舞を御覧じ、うたひを聞こし召されずとも、(II・95)

本例傍線部「うたひ」は、清瀬氏が一方本系の神宮本との一致を指  
摘され、筆者が竹柏園本・鎌倉本、そして小城本との一致を指摘した。  
一方、近藤氏は論(2)において一方本系の昭女大本・学習院本<sup>2</sup>、そし  
て小城本との一致を指摘される。本例は片仮名百二十句本系では小城  
本と一致するのであるが、このように他方で一方本系との一致も認め  
られるので、あまり強力な例とは言えないだろう。

(20) ましてこの三年が間住みなれた所なれば、なごりも惜しう悲し  
うて、かひない涙がこぼれた。(II・97)

清瀬氏は本例傍線部「まして」が高野本・葉子本・芸大本・下村本  
と一致するとされた。筆者は平松本・竹柏園本・鎌倉本、そして片仮  
名百二十句本系の慶応本・小城本との一致を加えた。しかし、このよ  
うに寛一本系・一方本系との一致が認められるのであるから、慶応本・  
小城本との一致のみを強調するわけにはいかない。

(28) たとへはその都に聞こえた白拍子の上手に妓王、妓女とい  
ふおとといの者がござつたが、(II・93)

清瀬氏は本例傍線部「都」を西教寺本の「京中」とは一致せず高

野本・芸大本・葉子本・下村本と一致するとされた。それに対して筆  
者は屋代本・平松本・竹柏園本・鎌倉本、そして慶応本・小城本との  
一致を加えた。だが、慶応本・小城本との一致のみを強調できる例で  
はない(ただし、本例は第七節において別の観点から再び取り上げる)。  
以上がB類に属する四例の検討であるが、結局、天草本平家巻第二  
の一(妓王)の編集において慶応本・小城本のような片仮名百二十句  
系本が何らかの形で関与していると言つたための強力な例としては例い  
、そして、やや弱くはなるが、例(14)、というところであろう。つまり、  
A類の場合と同等ということで、このB類の方が特に優勢であるとは  
言えないのである。しかし、前節において述べたように、近藤氏は平  
仮名百二十句本との対応例をそのままでは認めない立場を取られるの  
で、近藤氏の見地からはこのB類の方が優勢となろうか。

## 五

ところで、近藤氏は論(2)において慶応本・小城本とのどのような一  
致例を指摘して片仮名百二十句本の関与ということを論証されようと  
するのか。本節ではその点に注目することにしたい。

近藤氏は論(2)の「二 清瀬氏の鍋島本からの論拠例について」にお  
いて、清瀬氏が平仮名百二十句本の鍋島本との一致を指摘された五例  
について批判される。その五例とは次の通り。

(23) 京中の上下「妓王こそ清盛の暇をくだされて出たといふに、  
(II・98)

(24) この世はわづかの仮の宿りなれば、恥ぢても、恥ぢいでも――(II  
・102)

(25) あはれこれは妓といふ文字を名についたによつて――(II・94)  
(26) そののちはゆくへをどなたとも知りませなんだに、――(II・

105)

㊦ そなたは歎きもなし、恨みもなし。(Ⅱ・107)

以上であるが、この中の例㊦・㊧については本稿第三節においてすでに言及した。近藤氏はこの中の例㊦・㊧についての清瀬氏の指摘を誤りとされ、他の例㊨・㊩・㊪の三例については、

——百二十句本系の平家物語が関与していると仮定すれば、それは鍋島本に限定できず、平仮名百二十句本や山下氏が存在を推測された漢字交りの百二十句本、用例によっては小城本・斯道本にまで範囲を広げて考えなければならない。このように、五例のうちで論拠となり得る可能性を内包するのは三例、確実だと思われるものは一例もなく、私はこの論を肯定することができないと考える。

と述べられるのである。

近藤氏は次に「三百二十句本系の諸本に見られる天草版平家物語の語句について」において、独自の見地からの例を七例挙げられる(ただし、その中には清瀬氏指摘の例一例、筆者指摘の例一例が含まれている)。

そして、近藤氏は「四 原拠本の本文の形成に関与した百二十句本系の平家物語について」において、前述の清瀬氏の例㊦・㊧・㊨を含めたそれらの例を次のように分類される。

- (a) 天草版平家の語句が斯道本と一致、又はよく照応する場合  
用例 1 (若う)・3 (この体では)
- (b) 天草版平家の語句が斯道本と一致し、小城本の漢字表記からもそのように訓読される可能性がある場合  
用例 2 (見聞く人)
- (c) 天草版平家の語句が小城本と一致する場合  
用例 5 (うた

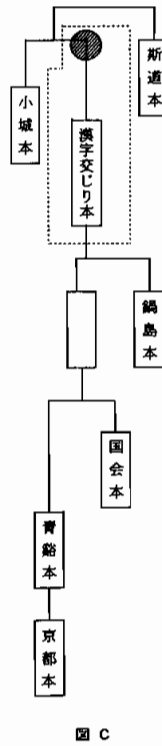
㊫)

(d) 天草版平家の語句が鍋島本以下の平仮名百二十句本や斯道本・小城本と一致またはよく照応する場合  
用例 6 (召されぬ所でもなし) (参考V25(あはれ))

(e) 天草版平家の語句の順序が斯道本とは異なるが、小城本および鍋島本などの平仮名百二十句本と一致する場合  
用例 27 (歎きもなし、恨みもなし)

(f) 天草版平家の語句が斯道本や小城本と異なり、鍋島本などの平仮名百二十句本と一致する場合  
用例 23 (清盛の)

そして、これらをそれぞれ図によって示し、それらのまとめを図C、すなわち左図によって示される。



つまり、前記(a)~(f)の用例の図示において点線で囲んだところがすべてにわたって重なる部分を示すと図Cのようになる(天草版平家の原拠本の本文の形成に関与した百二十句本系の平家物語は、図Cにおいて点線で示した範囲内に位置する)であろうと述べられるのである。しかし、少なくとも(f)の場合は平仮名百二十句本だけと一致する場合であるから点線で囲んだ範囲には入らないはずであるが、前述のように近藤氏は平仮名百二十句本だけと一致する例を先行の平仮名百二十句本(図Cの漢字交じり本)とも一致していた可能性の方を優先させなされるから、(f)の場合でも点線で囲んだ範囲に入るといことになるわけなのである。

そして、近藤氏は、

——本草版平家の語句と一致またはよく照応する用例の数は  
斯道本が多く、小城本がそれに次ぐ。このことから、関与した百  
二十句本系の平家物語を一本と仮定すれば、円形の斜線で示した  
部分に位置づけられる漢字仮名交りの、斯道本にきわめて近い本  
文を有するものであろうと思われる。

と述べられる。(c)・(e)・(f)の三例は斯道本(慶応本)とは一致しな  
い例なのであるが、このような面をも「斯道本にきわめて近い本文」  
には含まれていたということになろう。

ところで、近藤氏のこれら(a)・(f)の分類において筆者の分類のB類  
に該当するのは(a)・(b)・(c)だけである。(d)・(e)は筆者の分類では平仮  
名百二十句本とも片仮名百二十句本とも対応する例、すなわちC類に  
該当し、(f)は平仮名百二十句本だけと対応する例、すなわちA類に該  
当する。天草本平家の原拠本の本文形成に関与したのは片仮名百二十  
句本であるとの主張のためには(a)・(b)・(c)の例証だけで充分なはずで  
ある。しかし、その枠内では用例を処理しきれないことから、このよ  
うなとらえ方をせざるを得なかったのだらう。それはそれとして、ま  
た、それら(a)・(b)・(c)に确实だと思われる例が揃えられていなければ  
ならない。そこで、次に近藤氏の(a)・(b)・(c)に属する例を眺めてみる  
ことにしよう。

## 六

近藤氏の論(2)における論拠例は次の通り。

(1) その上年もまだ若うござるが、たまたま思ひ立って参つたをす  
げなう仰せられて帰させられうことは不便な儀ぢや：95⑩(頁・  
行を示す、以下同じ)

この傍線部「若う」は斯道本(慶応本)の、

承<sup>ツキツル</sup>ニ未<sup>イ</sup>タ年モ若<sup>サヤク</sup>ウ侍<sup>サマ</sup>フナルニ、……………。

と一致するとされるが、本例はすでに筆者が指摘しているB類の例  
である(本稿第四節参照)。本例は片仮名百二十句本の関与を主張す  
るためには強力な例となる。近藤氏は本例を(a)(天草版平家の語句が  
斯道本と一致、又はよく照応する場合)に入れておられる。

(2) (仏…………)おし返しおし返し三べんまで歌うたれば、見聞<sup>ミミ</sup>く人  
みな耳目<sup>ミミ</sup>を驚<sup>オドロク</sup>かいたによつて、96⑧

本例は斯道本の「…………、ミキク人皆<sup>ミミ</sup>耳目<sup>ミミ</sup>ヲ驚<sup>オドロク</sup>ス。」と一致する例と  
され、(b)(天草版平家の語句が斯道本と一致し、小城本の漢字表記か  
らもそのように訓読される可能性がある場合)に入れておられる。小  
城本の漢字表記は「見聞人」。なお、本例の「三べんまで歌うたれば」  
は高野本では「三べん歌ひすまじたりければ」で、傍線部「すまし」  
は西教寺本・芸大本・葉子本・流布本、それに平仮名百二十句本の国  
会本・京都本みな入っている。それに対して斯道本は「三反<sup>シラ</sup>歌<sup>ウタ</sup>ヒタリ  
ケレハ」、小城本も「三反<sup>シラ</sup>歌<sup>ウタ</sup>タリケレバ」であり、天草本と一致する。

(3) (清盛…………)この体では舞もさだめてよからうず。96⑨

本例は西教寺本などの「このちやうては」の口語訳と解せられない  
こともないが、斯道本に「此<sup>コノ</sup>ノ躰<sup>テハ</sup>ニテハ」とあり、このような原拠か  
らの口語訳と考える方がよいように思われると述べられる。(a)に所属  
の例。

(5) たとひ舞を御覧じ、うたひを聞こしめされずとも、御対面<sup>ミタマ</sup>ばか  
りあつて帰させられれば、ありがたいお情けでござらうず。95⑩

本例は本稿第四節ですでに述べたように、清瀬氏が一方本系の「神  
宮本の本文に注目すべき語句の見られる例」として挙げられた例。近



藤氏は一方本系の昭女大本・学習院本2との一致を指摘され、また、百二十句本系では小城本との一致を指摘される。そして、一方本系との一致を無視する理由を説明することなく、(c) (天草版平家の語句が小城本と一致する場合) に所属させておられる。

(7) 女のかひないことは、わが身を心にまかせいでおしとめられまらしたことは、いかほど心憂うござったが、105④

この傍線部「おしとめられ」についてはまず、わずかに葉子本系の宝玲本、下村本系の筑波大本11に例を見つづけることができたことと述べられ、次に、

しかし、これらは前後の語句が天草版平家と異なっており、原拠本と離れているものであろう。が、転写の過程で「おしとめられ」になったことは、これが「おしとどめられ」の口語訳として天草版平家に用いられたと解する根拠にもなろう。

他方、百二十句本系の斯道本の語句が天草版平家と一致することから、このような本文と校合して校異を記した原拠本の語句を踏襲したものであると考えることもできよう。

と述べられる。掲げられている斯道本の本文は次の通り。

女ノ甲斐ナサハ、我身ヲ心ニモ任セス(シテ)押留ラレマイラセシ(コト)心憂クコソ侍ヒシカ(括弧内は合字)。

右の本文の傍線部「押留ラレ」が天草本と一致していると述べられる点が不審であるが、斯道本の影印本を見ると、「押留ラレ」と振仮名がある。右はその振仮名の誤脱と考えることができる。本例は(b)に所属。

本例は原拠本の表記そしてその読み(口語訳の場合も含む)をめぐっての種々の可能性が考えられるわけであるが、確かに斯道本の振仮仮名の部分は天草本と一致している。

なお、どういう訳か近藤氏は左記の例を(a)・(c)の分類の中に入れておられない。筆者の判断では左の例(4)は例(7)と共に(b)に所属することになるものと思われる。

(4) さうあつたれば毎月まいぐちに送られた百石百貫もとめられて、今は仏がゆかりかかりの者どもはじめたのしみ栄えた。98⑧

本例は、西教寺本などの「と、められて」の口語訳と解せられないこともないが、斯道本の語句のようにこれと一致するものもあると述べられる。掲げられている斯道本の本文は次の通り。

サル程ニ毎月下サレツル百斛百貫モ留メラレテ今ハ……………。

原拠はこのような語句で、口語訳にあたって踏襲したものと考えるべきであろうと述べられる。また、なお学習院本2はこの部分の表現が異なるけれど、「とめられて」という語句を有していると述べられる。筆者も八坂流丙類の両足院本に左の例を見出ししている。

去程ニ被送ツル百斛百貫モ被留……………。

全体的には斯道本の例の方が天草本に近いのであるが、右の「被送ツル」は斯道本の「下サレツル」よりも天草本に近い。

さて、例(4)は前掲の例(7)と同様の例であり、それにはまた同様の問題点が考えられるのであるが、確かに斯道本の振仮名の部分は天草本と一致している。

以上の五例が近藤氏の論(2)における(a)・(b)・(c)に属する例である(それに例(4)を加えて考えることができる)。すなわち、百二十句本系との対応では慶応本(斯道本)・小城本だけと対応するとされる例である。しかし、筆者はこれらの中の例(1)・(2)・(3)の三例あたりが片仮名百二十句本の関与ということを強調することのできる例かと思うのである(つまり、確実だと思われる例である)。その中の例(1)は前述のようにすでに筆者の指摘している例でもある。これらのほかの例

では、例(5)はすでに筆者も指摘している例であり、これは一方本系との対応も認められるので強力な例として挙げるのはためらわれるが、参考例として注目することはできるであろう。また、例(7)そして例(4)も一般的な表記をめぐる問題点も考えられるが、参考例として注目することはできるだろう。

さて、このように近藤氏の論を含めて再検討してみると、天草本平家巻第二の一(妓王)の範囲には確かに平仮名百二十句本関与を主張できる徴証は乏しく、片仮名百二十句本関与を主張できる徴証の方が多くなる。しかし、近藤氏は両者の関与ではなく、一本の関与をおおえになる故、乏しいながらも存在する平仮名百二十句本関与の可能性を示唆する例が邪魔になるわけである。本稿第三節で挙げた例(5)・例(6)がそれである。そこで近藤氏はこれらの例を諸本系統論の仮説に従って、先行の架空の片仮名百二十句本との対応の可能性の方を優先させる方法で処理なさるわけである。しかし、それには少なくとも傍証となり得る周辺本・一六世紀書写本等の例が欲しいところである。例(5)で筆者が指摘した漢字片仮名交じりの両足院本の例は傍証となり得るかも知れないが。

近藤氏は論(3)の「五、むすび」において、清瀬氏の調査について次のように述べておられる。

清瀬氏の一方流諸本についての調査は不十分である。「覚一六本以外の覚一本や一方系本は共通であつてもよいように思われるので……」と考へて、一部の調査しかされてない。氏は山下宏明氏の『平家物語研究序説』の諸本分類によつて、これは諸本論の立場からのものであつて、語句の異同がすべてこれと重なるわけではない。同類にされているものでも、語句については

かなりの相違がある。——(傍線筆者)

つまり、近藤氏は清瀬氏の方法を、諸本論の見解に依存した方法と批判されているわけであるが、その批判、特に右の引用文の筆者傍線の言葉などは前述の近藤氏自身の方法にもそのまま当てはまるのではなからうか。

## 七

なお、筆者は次のような例を補足したい。

(1) 清盛はこのやうに天下をたなごころに握られたによつて、(II・93)

これは「妓王」章の冒頭部であるが、清瀬氏はこの傍線部を高野本・葉子本の「一天四海をたなごころのうち」には一致せず、西教寺本の「加様に天下を掌に」と一致する例とされる。

同じく冒頭部に次の例がある。

(2) そのころ都に聞えた白拍子の上手に妓王、妓女といふおとこの者がござつたが、(II・93)

清瀬氏はこの傍線部を西教寺本の「京中」とは一致せず、高野本・芸大本・葉子本・下村本の「都」と一致する例とされる。

つまり、「妓王」章の底本を西教寺本と仮定すると、「妓王」章の冒頭でまずこうした問題と直面することになるわけである。

ところで、八坂流甲類本を見ると、例(1)は屋代本・平松本・竹柏園本・鎌倉本、そして百二十句本系では慶応本・国会本・京都本とも一致する。つまり、片仮名百二十句本とも平仮名百二十句本とも一致する例で、これはC類に属する例ということになる。

一方、例(2)は屋代本・平松本・竹柏園本・鎌倉本、そして百二十句本系では慶応本・小城本とも一致する。つまり、本例は百二十句本系

では片仮名百二十句本と一致するB類の例ということになる。

そして、百二十句本系で両例共に一致するのは片仮名百二十句本の慶応本だけということになるわけである。

さて、例(1)は西教寺本と一致する故、問題とはしないことにすると、例(2)が問題となる。そして、それは天草本編者が底本の「京中」をたまたま「都」と書き替えたのかとも考えられる。しかし、口語訳の意識によるのであれば「都のうち」となるはずであるという問題もあり、また、他本では「都」となっている場合があるという問題もある。そこで、底本自体に「都」とあったのかとも考えられる。しかし、これも憶測の域を出ない。結局、巻第二の二以下の底本となった片仮名百二十句本の参照ということを見ると、この問題の説明は一応付くのである。慶応本・小城本では「都」である。そこで、天草本編者が口語訳の草稿文の段階などで慶応本の類の片仮名百二十句本と照合し、口語訳文を文章として整えようとした際に、「京中」はたまたま片仮名百二十句本の「都」と改められたのではないかと考えられるのである。それでは、平仮名百二十句本参照の可能性はどうかというと、それは考えられない。なぜならば、国会本・京都本は西教寺本と同様に「京中」となっているからである。この点に注目しなければならぬであろう。「妓王」章冒頭部においてまず直面するこの問題が片仮名百二十句本の参照を考えることによって説明できる点に筆者は注目せざるを得ないのである。

ところで、このように他本参照によって「京中」を「都」と改めたのなどはもちろん口語訳とは言えないが、口語訳文調整の意識とは全く無縁の所為と考えることはできないであろう。他本では「都」が一般的という意識があったのかも知れないが、そのような場合をも含めて、広く文章調整の意識による書き替えということを考えなければなら

らないものと思われる。

天草本の「妓王」章冒頭部には次のような例もある。

世間のそしりをもはばからず、人の嘲りをもかへりみいで(Ⅱ・

93)

妹の妓女をも世上の人がもてなすことは、なのめならなんだ。

(Ⅱ・93)

この傍線部「世間」「世上」と一致する古典平家は管見に入らない。諸本では共に「世」となっている。天草本のこれらの例は簡単に言うると口語訳ということになるのだが、筆者はこれらを口語訳に歩調を合わせた書き替え、口語訳という方向性に沿った書き替えとも言うのが適当と考えている。そして、これらはたまたま平家諸本に一致が見られないから、天草本編者の独自の立場によるものと考えざるを得ないことになるが、他本参照による書き替えの場合にも右のような文章調整の意識が、強いか弱いかは別として、当然考えられるべきであると思っている。

このような見方は決して余計な事とは思われない。たとえば、「京中」「都」について、底本文は「京中」で、それに他本との校異による「都」が書き入れられてあったことによって天草本では「都」となったと考える場合、すなわち底本書き入れ校合本説の場合であっても、天草本編者が底本文の「京中」を採らないで書き入れ語句の「都」を採ったのはなぜかという問題が当然生ずるわけであり、それにはここで述べた問題が必然的にかかわりを持つことになる。

話を本筋に戻すと、なお次のような例を補足することができる。

これにつけても過ぎつる方のことどもを思ひつづけて、ただっ

きせぬものは涙であった……(Ⅱ・103、104)

天草本のこの筆者傍線部は高野本等では「うき事共」、平仮名百二

十句本の国会本・京都本には「これにつけても——思ひつづけて」が「かかるにつけても」となっており、照応部が無い。それに対して、片仮名百二十句本系の慶応本・小城本は天草本と一致するのである。なお、平松本・竹柏園本・鎌倉本も天草本と一致する。

そこで、本稿第四、六節における慶応本・小城本と対応する例に本節で挙げた例を加えて考えてみると、天草本平家巻第二の一（妓王）の編集時に巻第二の二以下の底本となった片仮名百二十句本が参照されたと考えられるふしがあると言つてよいのではないかと思われる。そして、このように考えると、第四、六節における例の中の片仮名百二十句本の影響を強調していく例、また、本稿では検討を省略した平仮名百二十句本・片仮名百二十句本の両方に対応する例（C類の例）の中にも、片仮名百二十句本の影響と考えられる可能性が含まれていると言えることになる。

結局、近藤氏の見解を容れて再検討してみると、天草本平家巻第二の一（妓王）における百二十句本の影響と考えられる語句例は、平仮名百二十句本の影響と考えられる例よりも片仮名百二十句本の影響と考えられる例の方が多いというわけである。しかし、近藤氏の見地ではこのようなとらえ方は不可能であろう。なぜならば、近藤氏は百二十句本の関与という問題を片仮名百二十句本だけの関与、つまり一本の関与ということで考えなさるから、いくら少数でも平仮名百二十句本の関与と考えられる例があつてはまずいのである。それ故、すでに述べているように、それらの例を先行する架空の片仮名百二十句本の対応の可能性の方を優先させるといふ方法で処理せざるを得なかつた。そして、傍証無しにそれをしたところに無理がある。それに対して、本稿における筆者の目的は、天草本平家巻第二の二以下の底本であつた片仮名百二十句本が巻第二の一（妓王）以前の編集において参

照されることがあつたのか否かということである。そして、この観点からは、平仮名百二十句本の関与ということは別問題なのである。筆者は本稿において、平仮名百二十句本関与の問題にも何らかの結論を急ごうとは思っていない。つまり、平仮名百二十句本だけと対応する例が少数ながら存在しているようにも、それらによって本稿における筆者の結論に支障を来すようなことは少しも無いのである。

なお、天草本の「妓王」章には諸本と一致しない語句がまだいろいろとあるわけであるが、それらの中で建仁寺両足院本と一致することがわかつた例を参考までにここに掲げてみよう。文章全体的には両足院本は天草本と一致しない部分の方がはるかに多いのであるが、以下の例の一致は注目してよいと思う。

(a) そのうへ妓王があらうずるところへは神ともいへ、仏ともいへ、かなふまい：とうとう帰れと言へ、と言はれたれば：(II・95)

まず、天草本のこの筆者傍線部であるが、清瀬氏はこれを一方本系の康豊本の「疾々可罷出といはせよとこそ曰けれ」と対応するとされた。ただし、ことばの上では照応してないし、天草本編者の添加とも考えられるので、参考例にとどめておくことと述べられる。八坂流丙類の両足院本には「トウく罷出ヘシト云ハセヨトコソ曰ケレ」とあり、康豊本と一致する。他の本との一致は今のところ管見に入らない。(b) このやうに様をかへておぢやつたれば、日ごろの恨みは露、塵ほども残らぬ。(II・106)

この筆者傍線部「恨み」と一致する例は今までに管見に入つた本の中には無かつたのであるが、両足院本を見ると「——日比ノ恨ハ露塵程モ——」とあり、天草本と一致するのである。

(c) これは身を恨み、世を恨みてのことなれば、様をかゆるもこと

わりぢや。(Ⅱ・106)

この筆者傍線部と一致する例も今までに管見に入った本の中には無かったのであるが、両足院本を見ると「其ハ身ヲ恨世ヲ恨タル出家ナレハ理リ也」とあり、少なくとも筆者傍線部は天草本と照應するのである。

以上であるが、これらの例が天草本編者の独自の書き替えではないらしいことがこの両足院本の例によって推測される。天草本編者の参照した片仮名百二十句本の本文にはこの両足院本のような語句があったのだろうか。大永六年(一五二六)頃の書写と推定されている八坂流内類の漢字片仮名交じり本であるこの建仁寺両足院本に天草本と稀に一致するような例の見出されることに特に注目したい。

## 八

ところで、近藤氏は論②の「五 むすび」において次のように述べられる。

——妓王の章全体にわたって平家物語諸本五十余本と比較検討した結果、百二十句本系の中でも漢字片仮名交りの斯道本にきわめて近く、小城本にも近い平家物語が原拠本の本文の形成に關与しているという結論に達した。

そして、これは天草版平家の口語訳の作業をしていた不干ハビヤンの手もとにあって、巻Ⅱの第2章以降(平家物語巻八に相当する部分を除く)の原拠本として用いたものと同一の本であろうと推測したのである。つまり、ハビヤンは西教寺本に近い覚一本系の平家物語に、手もとにあった右のような百二十句本系の本を校合して語句の校異を記したものを原拠本にしたというのが私の見解である。

つまり、近藤氏は、天草本巻第二の一(妓王)における片仮名百二十句本の関与ということをも、天草本編集過程における直接的関与としてではなく、原拠本への関与すなわち間接的関与としてとらえておられるのである。そして、このとらえ方は清瀬氏のとらえ方と同じである。ただ、関与したのが平仮名百二十句本であるか片仮名百二十句本であるかという違いがあるだけである。

しかし、近藤氏の場合はその百二十句本が天草本巻第二の二以下の底本と同一の本であるということになるが、この点に注目しなければならぬのである。つまり、近藤氏の説は、天草本平家の巻第一および巻第二の一(妓王)の底本であった覚一本系の一本に巻第二の二以下の底本となった片仮名百二十句本との校異語句が書き入れられてあったことによつて、天草本平家のその範囲の本文に覚一本系と一致しない片仮名百二十句本と一致する語句が生ずることになったというわけである。そして、両本は共にハビヤンの手元にあったということになる。そうすると、校異語句はもともと書き入れられてあったのか、それともハビヤンが書き入れたのかということが問題となる。右の引用文の結末部において近藤氏は「ハビヤンは——」と述べておられるが、この主語「ハビヤンは」は「——校合して語句の校異を記した」および「——ものを原拠本にした」の両方の主語のつもりなのか、それとも後者だけの主語なのか、その点が不分明であるが、その辺はどのようにお考えなのか。このような見方は筆者の思い過ごして、たまたまそのような校異語句の記入されていた本をハビヤンが用いたという意味で受け取った方がよいのであろうか。しかし、筆者はこの点にこだわらずにはいられないのである。なぜならば、仮にハビヤンが校異を記入したと考えるのであれば、筆者が考えるハビヤンが参照したという考え方(前もって底本を校合するまでもなく、口語訳に際

して直接参照したという考え方)に近い見方で近藤氏は問題をとらえようとしていると言えることになろうと思うからである。

それに対して清瀬氏の説には少なくともこのような問題は生じない。清瀬氏は、校合に用いられた平仮名百二十句本がハビヤンの手元にあったとか、また、巻第二の二以下の底本となったとかいうことを述べておられるわけではないからである。

右のように疑問とする点が無いわけではないが、近藤氏の説が原拠本・関与説であることは確かである。一方、筆者の説は編集過程・関与説とでもいうものである。つまり、筆者は、覚一本系の一本を底本とした天草本平家巻第二の一(妓王)までの編集において、巻第二の二以下の底本となった片仮名百二十句本が参照されたことよって、天草本平家その範囲の本文に覚一本系と一致しないで片仮名百二十句本系と一致する語句が生ずることになったと考えるわけである。そして、「参照」ということには種々の場合が考えられるが、前節において述べたように、「口語訳の草稿本文を底本以外の他本と校合し、口語訳文を整えようとする場合」を中心として考えている。これは、「口語訳文を口語文として、すなわち文章として整える」という目的に歩調を合わせるという方向性を一応有するものとして問題をとらえるということである。それに対して、原拠本関与説ではこのような問題をどのようにお考えになるのであろうか(注(7)参照)。筆者の最大の関心はこの点にある。なお、この問題については本稿の最終節において再び言及することにした。

## 九

次に、天草本平家巻第一の範囲について簡単に述べておこう。筆者は前記拙論において、天草本の巻第一の一から一三の途中まで(古

典平家巻第一に該当する範囲)における八坂流甲類本の影響と考えられそうな語句を二三例挙げた。今、その中から百二十句本と対応する例を抽出すると一八例となる。それらを前記拙論の調査結果に従って次のように分類する。

- A 主として平仮名本系の国会本・京都本と対応する語句 五例
- B 主として片仮名本系の慶応本・小城本と対応する語句 五例
- C 平仮名本・片仮名本のどちらにも対応する語句 八例

そして、「妓王」章の場合と同様に、この中のA類・B類を再検討するが、A類の五例はすべて覚一本系・一方本系との対応が認められる。しかし、次のような例のあることに注目しなければならない。

- (1) 言ふならば、殿上までも切りのほりさうな者の面魂であったによつて、(I・6)

この傍線部は龍大本・高野本では「者」となっているが、下村本・流布本では「者のつらたましひ」となっており、その点是天草本と一致する。しかし、下村本・流布本は「やがて殿上までも」のように、天草本には無い「やがて」が入っている(流布本ではその上「正しう云つる程ならば」となっている。なお、龍大本・高野本では「殿上までもやがて」となる)。本例は清瀬氏も挙げられ、陽明本・静嘉堂本との対応を指摘されるが、「やがて」の位置は前者では「殿上までもやがて」となり、後者では下村本等と同じである。本例について清瀬氏は次のように述べられる。

——天草版の場合は、陽明本のような本に依拠したとも考えられるが、龍大本などの本文に、静嘉堂本などの一方系本に見られる「(者)のつらたましひ」を加えたものに依つていられるとも考えられる。

しかし、平仮名百二十句本の国会本では本例は次のようになってい

るのである。

言ひつるものならば、殿上までも斬りのぼらんずるものつらたましひにてあるあひだ、

つまり、「やがて」の無い点において平仮名百二十句本の国会本の本文は陽明本・静嘉堂本よりも天草本に近いのである（京都本の場合も同じ）。近藤氏は本例には言及されていない。

次に、B類の五例であるが、これらもすべて覚一本系・一方本系との対応が認められる。しかし、その中の次の例などは注目しなければならぬ。

(13) 保元平治よりこのかた汝が知ることく、君のおために命を捨てうとすることは度々の儀ぢや。(I・42)

古典平家諸本の本文と比較すると、本例の波線部にはかなりの省略がある。清瀬氏は本例の傍線部「捨てう」が龍大本・静嘉堂本・葉子本・下村本・流布本の「うしなはん」とは一致せず、波多野本の「捨ん」だけに照応すると述べられた。それに対して筆者は屋代本・平松本・鎌倉本、そして小城本との照応を指摘したのだが、百二十句本系ではこの中の小城本が挙げられ、平仮名百二十句本の国会本・京都本とは照応しない例ということになる。近藤氏は本例には言及されない。

一方、近藤氏は百二十句本と照応する語句について天草本の巻第一

全体を調査された結果を論(1)で発表されたが、そこに掲げられた七例中の五例が筆者の分類法で言うところのB類に属する例である。あとの二例は筆者の分類法ではC類に属する例となる。つまり、片仮名百二十句本の影響ということをまず考えることのできる例は五例というわけであるが、その中で筆者の一応納得のゆく例は少ない。

たとえば次の例はどうか。

(6) 髪は空様へ生へ上って、よろづの藻くづがとりついて、おどろ

を戴いたやうで、85②

近藤氏はこの傍線部を、口語訳によって「生ふ」が上二段から下二段に変わる可能性に言及なさる一方、原拠本文が小城本の「生上り」のような本文と校合して形成され、その「上り」を「のぼり」と読んで「生へ上って」としたと解せられようと思はれる。つまり、一方には口語訳による可能性という問題が控えており、それは片仮名百二十句本の影響と推定することをためらわねばならない。また、原拠本の本文のこの部分が漢字二字で記されていたとしたら、口語訳という意識によってではなく、ただそれを「おへのぼ(って)」と読んでしまったということも考えられる。両足院本に、本例と直接対応する箇所にはないが、巻第三に次のような例がある。

頼豪カ宿房へ行向フ 以外ニ燭タル持仏堂ノ中ニ髪ハ長フ生上 究テ怖シ気ナル声(シテ)

これは本文の「生上」を「ヲヘノホリ」と読んだ例である。原拠本の本文が漢字主体の本文であればこうしたことも考えられるのであるが、天草本の原拠本であった覚一本系の一本の本文は果してどうであったか。結局、例(6)は口語訳によってか、または小城本のような本文の関与によってか、ということになるが、近藤氏は後者を主張なさるのである。

近藤氏の例中の五例の中には一方において他の問題の考えられる右のような例が多く、端的に慶応本・小城本と一致すると言えそうない例は少ない。次の例はどうか。

(1) あるあした磯の方からかげろふなどのやうにやせ衰へた者がよろほひ出たを見れば、もとは法師であったとおぼえて、85②

この傍線部は傍線部だけを見れば確かに慶応本の「——弱下ルル見レハ、本ハ法師ニテ有ケルカト覚ヘテ」と一致する（小城本の場

合も同様)。近藤氏は天草本編者の口語訳における接続語句補添の可能性に言及なさる一方、原拠本の本文が、龍大本のような寛一本系の本文に斯道本(慶応本)のような百二十句本系の本文を校合することによって形成されたと解することもできると述べられる<sup>8)</sup>。

(7) 重盛これを聞いて、大きにさわいで、その所へ行き向うたほどの者をみな勘当して言はれたは： 17<sup>14)</sup>

この傍線部は慶応本の「小松殿是ヲ聞テ、大ニ騒レケリ、……」と一致する。近藤氏は、天草版平家のこの語句の原拠は、寛一本系の本文に欠ける部分を斯道本(慶応本)のような本文と校合して補添することにより形成されたと思われ、と述べられる。なお、本例は前記拙論において筆者も掲げている。

結局、筆者が一応納得のゆく例は右の二例あたりかということになる。

天草本平家巻第一における片仮名百二十句本の影響と考えられる語句例は巻第二の一(妓王)の場合よりも少ないと言つてよい。

## 十

前記拙論に対する近藤氏の批判を受け入れ、前記拙論を再検討した結果、本稿では前記拙論における③の考え方に基ついて次のように考えることにした。

すなわち、天草本平家巻第二の一(妓王)以前の範囲は寛一本系の底本に拠つて編集されたが、その底本のほかに巻第二の二以下の底本となつた片仮名百二十句本(慶応本の類)が参照されたと考えられるふしがある。これが結論としてまず述べるべきことである。

そして、巻第一よりも巻第二の一(妓王)の方に参照されたと考えられるふしが強く感じられると言えらる。これは、つまり、巻第二の一

(妓王)は巻第一の編集終了後の反省によって追加採録されたものであり、その反省がまた巻第二の二以下の底本変更という問題にも及んだのかと考えられるわけで、このような関係から特に巻第二の一(妓王)の編集においては巻第二の二以下の底本となつた片仮名百二十句本の参照されることが多かったのではないかと推測されるのである。

そして、その参照とは口語訳草稿文を片仮名百二十句本と校合するという形でおこなわれたのではないかと推測されるのである。なお、巻第一の範囲にも徴々ではあるが参照の徴証があり、これらが認められるとすれば、巻第二の一(妓王)の口語訳草稿文と片仮名百二十句本との校合終了後、さかのぼつて巻第一の口語訳草稿文にも校合がおこなわれたのか、あるいはすでに巻第一の編集時から時々校合がされたのかと考えられることになる。以上が本稿の結論である。

本稿の第一節と第二節において筆者は次のような仮説を掲げた(番号を付して示す)。

1 天草本平家は編集当初から底本のほかに片仮名百二十句本が参照され、その参照の度合いが次第に高まって、ついに巻第二の二からその片仮名百二十句本が底本とされることになつたのか。

2 天草本平家の巻第一の編集終了後、それまでの編集方針に対して反省が加えられ、その結果「妓王」章が巻第二の一として追加採録され、また、それとほぼ同時に巻第二の二以下の底本を片仮名百二十句本に変更することが決定されたため、「妓王」章ではその片仮名百二十句本が特に参照されることになつたのか。

両者は共に片仮名百二十句本参照の問題と底本変更の問題とを関係付けた考え方であるが、前者では「妓王」章の問題には直接触れておらず、また「その参照の度合いが次第に高まって」というあたりがなかなか説明しにくいという難点がある。それに対して、後者の巻第一



編集終了後の反省が「妓王」章の追加採録と底本変更とをもちたらしめたというあたりは一つの考え方として認められるだけのものを有しているであろう。それ故、後者の考え方に重点を置くことになり、本稿の結論は右のようになったのである。

以下、補足的見解を少々述べてみたい。まず、本稿の目的についてであるが、それは天草本平家の原拠本の本文形成について考察することではない。天草本平家の編集上の一問題を考察することを目的としたものである。少なくともこの点において、清瀬氏の論・近藤氏の論と筆者の論とは異なっている。

筆者の観点は天草本エソポ (Esopono Fables) の形成、すなわち天草本エソポの上巻と下巻との編集方法の違いにヒントを得たものである。それと似ている編集方法が天草本平家の編集にも考えられそうなのところが興味深い。天草本エソポは、その上巻編集の際には古活字本祖本 (古活字版『伊曾保物語』の祖本) が底本とされ、それと共にラテン語本が参照されたと推定される。そして、下巻はそのラテン語本を底本として編集されたと推定される。一方、天草本平家も、その巻第二の一 (妓王) までの編集においては覚一本が底本とされ、それと共に片仮名百二十句本が参照されたと思われるふしがある。そして、巻第二の二からはその片仮名百二十句本を底本として編集されたと考えられるわけである。

巻第二の二以下の底本となった片仮名百二十句本が天草本の編集当初から用意されていたのか否かは不明である。しかし、用意されていたとしても不思議ではない。覚一本を底本に選んだことには清瀬氏が前記著書 (一七〇頁) で「総検校喜一の手を経た本であれば、権威ある本としてキリシタンの側に迎えられるたのはあるまいか。」と述べられるように、それなりの理由が推測されるが、口語訳文を文章とし

て整えるという目的で他本を参照するという態度はむしろ自然かと考えられる。それ故、片仮名百二十句本が当初から用意されていたとしてもおかしくはない。なお、天草本エソポ上巻の場合のラテン語本参照には欧文内容の確認、欧本の体裁の模倣・権威付けなどの理由が推測される。

また、天草本平家の底本変更の理由は、前述の仮説 1・2 のほかに次のようなことも考えられるだろう。清瀬氏は前記著書 (一七〇―一七一頁) において、底本変更の理由として百二十句本と九州北部の地との関係について述べられ、

天草版の原拠本になった慶応本の類も、またその巻八の欠を補っている平松本、竹柏園本を基軸とする本も、九州北部の地でその本文がつくられたのではあるまいか。——中略——つまり、天草版平家が編修、出版された九州西北部の地理的条件が、慶応本の類と原拠本とを結びつけた大きな要因であると考えられる。

と述べられる。そうすると、その本の入手によって底本が変更されたとお考えになるのか。そして、そのように考えると、巻第二の一 (妓王) 以前の問題は、近藤氏の説の場合では、編集の途中で入手した片仮名百二十句本との校異がたまたま巻第二の一 (妓王) 以前の底本であった覚一本に記入されてあったと考えられることになり、筆者の説の場合では、編集の途中で入手した片仮名百二十句本と巻第二の一 (妓王) 以前の口語訳草稿文とを校合し、多少の語句を改めたと考えられることになる。そして、筆者の説の場合では、巻第一編集後の反省も一つにはこの片仮名百二十句本の入手ということかかわりを持っていたと考えることができる。編集の当初より片仮名百二十句本が用意されていたと考えるよりも、右のように考える方が良いのかも知れない。なお、天草本エソポ下巻の底本変更の理由は、古活字本祖

本の後半部がイソップ寓話としては一般的ではない話やイソップ寓話ではない話を多く含んでいたからである。

本稿の目的から目を他に転ずるとまだいろいろな問題が残されているが、それらの中で筆者の関心の的は、天草本平家の巻第二の一までの範囲の底本を諸本との校異語句の記入された書き入れ校合本とする説である。筆者とても天草本平家の底本に他本との校異語句が全く書き入れられていなかったなどとは思っていない。また、口語訳に際してその校異語句の方を選んだ場合もあったことであろう。しかし、覚一本の本文と一致しないで他の諸本と一致するような天草本の問題語句について、それらのすべてを原拠本の本文形成の問題としてとらえ、天草本の右のような問題語句のすべては原拠本に記入されていた校異語句の方に拠ったことから生じたものと考える方法には筆者は納得がいかない。研究の過程としてやむを得ないところがあるとは思うものの、そのような考え方には何か二種類の邦訳イソップ物語が広本文語訳本を共通祖本として別々に編集されたとする往年の説と共通するものがあるように筆者には感じられるのである。その広本文語訳本は古活字本・天草本両イソップの寓話のすべてを含む本として想定され、また、天草本平家の巻第二の一（妓土）までの範囲で言えば、底本とされた書き入れ校合本は天草本平家の覚一本系と一致する語句および他本と一致する語句のすべてを含む本として想定されている………このような共通点があるように筆者には思われるのであるが、これは筆者の偏見であろうか。

〔付記〕 近藤政美氏が論③で批判を加えておられる前記拙論の論拠例は本稿に掲げた例だけではない。しかし、本稿では筆者の立論に直接かかわる批判だけを取り上げることにした。他の批判例には筆

者の調査不備によるものがあつたことを認める。また、近藤氏は論③の注5において、前記拙論の「表一」の一方流諸本の欄に龍門本・鍋島本が入っている点を疑問とされたが、これは筆者の誤りで、一方流諸本の欄に清瀬氏調査の本を、下段の八坂流甲類本の欄に筆者調査の本を記入してしまつたことによるもので、この点、表作成上のミスがあつたことをおわびする。

近藤氏の御批判に感謝の意を表する。

#### 注

- (1) 原則として天草本の語句が他本の語句とまったく同じの場合を「一致」という語で表し、文語と口語との違いがある場合等を「対応」「照応」という語で表したが、「一致」の意味で「対応」という語を用いた場合もある。
- (2) 伊藤東慎・大塚光信・安田章の三氏共編による影印本『両足院平家物語』（臨川書店・昭和六十年四月）。
- (3) 「山下宏明氏が想定された——漢字片仮名交りの百二十句本」とは山下氏の『平家物語研究序説』（明治書院・昭和四十七年三月）による。
- (4) 近藤氏は次のように述べられる。「——駒大本25は原拠本そのものではないが、それに近い。それ故に、天草版平家のこの部分の原拠は覚一本系の右のような本文であつたと推測される。そして、原拠を鍋島本のような「わづかに」として論じた清瀬氏の主張は誤りと考えざるを得ない。」
- (5) この図は山下宏明氏の『平家物語研究序説』における百二十句本系諸本の関係図を基にしたもの。
- (6) たとえば、日葡辞書に「*q'og'it*. Miyacono vehi.——」とある。
- (7) 底本書き入れ校合本説には天草本編者が底本文の語句を採らない

で書き入れられた校異語句の方を採ったのはなぜかという問題が生ずる。この問題をどのように考えるのか、この点に筆者は関心を持つのであるが、清瀬良一氏は前記著書（七六〇七七頁）において一例を挙げて次のようなことを述べておられる。「——天草版の編者は、校合の結果書き添えられた後出本の語句を本行の語句が訂正されたものと解して、それを口訳本文に取り入れたのではあるまいか。」

(8) 龍大本の本文は次の通り。「ある朝いその方よりかけろふなどのやうにやせおとろへたる者よろほひ出きたり もとは法師にて有けると覚えて、」。

(9) 拙著「邦訳二種伊曾保物語の原典的研究 総説」(風間書房・昭和六十二年二月) 参照。

(10) 天草本のエソポ伝における「これをマシモ・プラヌデという人グレゴの言葉よりラチンに翻訳せられしものなり」という題辭は参照したラテン語本におけるエソポ伝の題辭を權威付けのために借用したものである。また、天草本平家の場合、まず權威付けのために一方流の本を底本に選び、そのことを「喜一検校」という語り手を登場させることによって示そうとしたのであろう。

**A study of *Feiqe-monogatari* (the story of the clan of Heike) published in Amakusa, Japan by the Jesuit missionaries in 1592  
(PART II)**

Jun-ichi ENDO

**Summary**

The main purpose of this paper is to clarify my academic standpoint with regard to Mr. Masami Kondō's criticism on my previous paper which discussed *Feiqe-monogatari* and its compilation method. The details in English, being complicated, are omitted here.